

福井県報

号外第20号
平成30年
3月30日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

規則

(※は、県例規集登載事項)

※クリーニング業法施行細則の一部を
改正する規則(三一・医薬食品・衛
生課)……………

目次

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正す
る規則を公布する。

平成三十年三月三十日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三十一号

クリーニング業法施行細則の一部を改
正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和四十八年
福井県規則第二十七号)の一部を次のように
改正する。

様式第十号中「戸籍の謄本または抄本」を
「戸籍謄本、戸籍抄本または本籍の記載のあ
る住民票の写し(クリーニング師試験の申請
時から氏名または本籍に変更があつた者につ
いては、戸籍謄本または戸籍抄本)」「ご」「
記載したもの」や「記載した書類」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正前のクリーニング業法施行細則に定
める様式による用紙は、当分の間、所要の
調整をして使用することができる。

平成三十年三月三十日印
平成三十年三月三十日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県
株式会社 竹下印刷所

☎ 三三三二番